

事務連絡

平成20年7月14日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」に係る訂正について

平成20年5月26日付け医薬発第0526017号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」を下記のとおり訂正いたしましたので、  
紙により差し替えをお願いいたします。

記

2008.7.15

受印

平成20年5月26日付け医薬発第0526017号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」

1. 別添 グリチルリチン酸モノアンモニウム 35mg・グリシン 25mg・DL-メチオニン 25mg 錠 溶出規格の記載内容について

訂正前

	表示量	規定時間	溶出率
グリチルリチン酸モノアンモニウム	35mg	60分	80%以上
グリシン	25mg		85%以上
DL-メチオニン	25mg		85%以上

訂正後（下線部を訂正）

	表示量	規定時間	溶出率
グリチルリチン酸モノアンモニウム (グリチルリチン酸として)	35mg (25mg)	60分	80%以上
グリシン	25mg		85%以上
DL-メチオニン	25mg		85%以上

グリチルリチン酸モノアンモニウム 35mg・グリシン 25mg・

DL-メチオニン 25mg 錠

Monoammonium Glycyrrhizinate 35mg, Glycine 25mg,  
DL-Methionine 25mg Tablets

溶出性 <6.10> 本品 1 個をとり、試験液に水 900mL を用い、パドル法により、毎分 50 回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.45μm のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液を試料溶液(1)とする。試料溶液(1)1mL を正確に量り、水を加えて、正確に 10mL とし、試料溶液(2)とする。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

#### グリチルリチン酸

グリチルリチン酸標準品 約 25mg(別途、水分 <2.48> を測定しておく。)を精密に量り、希エタノールに溶かし正確に 50mL とする。この液 5mL を正確に量り、希エタノールを加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。  
試料溶液(1)及び標準溶液 20μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー <2.01> により試験を行い、それぞれの液のグリチルリチン酸のピーク面積  $A_{Ta}$  及び  $A_{Sa}$  を測定する。

グリチルリチン酸( $C_{42}H_{62}O_{16}$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_{Sa} \times (A_{Ta}/A_{Sa}) \times (1/C_a) \times 90$$

$W_{Sa}$  : 脱水物に換算したグリチルリチン酸標準品の秤取量(mg)

$C_a$  : 1 錠中のグリチルリチン酸( $C_{42}H_{62}O_{16}$ )の表示量(mg)

#### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：254nm)

カラム：内径 4.6mm、長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：20°C付近の一定温度

移動相：薄めた酢酸(31)(1→15)/アセトニトリル混液(3:2)

流量：グリチルリチン酸の保持時間が約 10 分になるように調整する。

#### システム適合性

カラム温度：60°C付近の一定温度

反応コイル：内径 0.5mm, 長さ 2m のステンレス管

反応コイル温度：60°C付近の一定温度

移動相：クエン酸一水和物 8.4g 及びクエン酸三ナトリウム二水和物 11.8g  
を水に溶かし、正確に 1000mL とする。

反応試薬：N-アセチル-L-システイン 1g 及び O-フタルアルデヒド 0.8g  
をエタノール(99.5)に溶かし 15mL とする。この液に、10%ポリオキシエチレン(23)ラウリルエーテル溶液 4mL を加え、炭酸ナトリウム 384m mol/L, ホウ酸 216m mol/L 及び硫酸カリウム 108m mol/L を含む水溶液を加えて正確に 1000mL とする。

移動相流量：毎分 0.4mL

反応試液流量：毎分 0.3mL

#### システム適合性

システムの性能：標準溶液 20μL につき、上記の条件で操作するとき、グリシン、DL-メチオニンの順に溶出し、その分離度が 1.5 以上である

システムの再現性：標準溶液 20μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、グリシン及び DL-メチオニンのピーク面積の相対標準偏差はそれぞれ 2.0% 以下である。

#### 溶出規格

	表示量	規定時間	溶出率
グリチルリチン酸モノアンモニウム (グリチルリチン酸として)	35mg (25mg)	60 分	80%以上
グリシン	25mg		85%以上
DL-メチオニン	25mg		85%以上

グリシン標準品：グリシン(日局)。ただし、乾燥したものを定量するとき、グリシン(C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>NO<sub>2</sub>)99.0%以上を含む。

N-アセチル-L-システイン：「アセチルシステイン」ただし、乾燥したものを定量するとき、アセチルシステイン(C<sub>2</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub>S)98.0%以上を含む。

DL-メチオニン標準品 C<sub>5</sub>H<sub>11</sub>NO<sub>2</sub>S : 149.21 (2RS)-2-Amino-4-(methylsulfanyl)butanoic acid で、下記の規格に適合するもの。

性状 本品は白色の結晶又は結晶性の粉末で、特異な匂いがあり、わずかに甘みがある。

確認試験 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法 <2.25> の臭化カリウム